



安心して赤ちゃんを産めるまち

妊産婦のタクシー利用料金を助成します



助成対象者

母子健康手帳の交付を受けてから出産後概ね1か月までの妊産婦と、概ね3か月までのその子

助成対象となる利用

- ① 出産のための入退院
 - ② 妊産婦健康診査のための通院
 - ③ 出生した子の1か月及び3か月健康診査のための移動
- ※①③は産婦が同乗せず出生した子のみの場合も対象となります。
※住所地からの移動が対象です。里帰り先等からの移動は対象となりません。

助成額

妊娠から子の3か月健康診査までの間にかかったタクシー等の利用料金
(上限10,000円)
※上限額までなら何度でも利用可能です。

申請方法

お子さんの3か月健康診査の受診日から3か月以内に、必要書類を添えて子育て健康課に申請
※複数回利用する場合は、すべての利用が終わってからまとめて申請いただきますようお願いいたします。

必要書類

- ・申請書（町ホームページからもダウンロードできます）
- ・領収書（利用日、支払金額、利用したタクシー会社が記載されているもの）
- ・利用した健診等が確認できるもの（医療機関の領収書や母子健康手帳など）
- ・振込口座が確認できるもの（通帳やキャッシュカード）



町ホームページ

(参考) 近隣のタクシー会社

- ・ここに掲載していないタクシー会社の利用も助成対象となります。
- ・福祉タクシーはららのみ助成対象となります。

タクシー会社名	連絡先	受付可能時間	陣痛タクシー(★)	営業区域
松田合同自動車(株)	0120-40-1714	6:30~0:30	—	小田原交通圏
小田原報徳自動車(株)	0120-22-4155	24時間	対応可	
太陽自動車(株)	0120-22-4155	24時間	対応可	
箱根モビリティサービス(株)	0120-158-513	7:00~0:30	—	
福祉タクシーらら (小田原市患者等搬送指定事業者)	0465-83-5885	7:00~17:00 (上記外は応相談)	—	神奈川県内

(★) 電話番号等を事前に登録しておくことで、スムーズな案内が可能となります。詳細は直接お問合せください。

問い合わせ先

大井町子育て健康課

電話番号：0465-83-8012

